

妊娠中・出産後の  
お母さんを応援！！

# 産前・産後生活支援事業

## 産前・産後生活支援事業ってなに？

妊娠中は、つわりや貧血、息苦しいなど・・・体調不良がみられたり  
出産後は、睡眠不足や育児疲れなど・・・体調を崩すお母さんはたくさんいます！  
妊娠中や出産後に、体調不良等により、家事や育児を行うことが難しくなったとき、  
支援員が自宅に訪問し、家事や育児のお手伝いをします！！

利用してみようから！



## どんなとき利用できるの？

例えば・・・

- 妊娠中や出産後、子どもたちが小さくて、育児や家事が大変なとき。
- 出産後、自宅で安静が必要なとき、家事や育児、身の回りのお世話など…。
- 出産後、育児に不安があるとき、支援員と一緒に沐浴などをサポート。

こまったな・・・  
どうしよう！！



## 利用期間は？

産前  
母子健康手帳交付



出  
産  
日



産  
後  
16  
週

## 利用期間

★ 1日1回 2時間以内  
(午前8時30分～午後5時)

★ 土・日も利用可能

ただし、国民の祝日 8月13日～8月15日  
12月29日～1月3日を除きます

産前は2回 産後は10回  
(産後16週まで)

利用できます！

# 利用したいときはどうするの？



## 1 まず登録・利用申請

市役所子育て支援課、各支所市民窓口課で申請書を記入、提出します。

【持ってくるもの】

- 母子健康手帳 ●印鑑

(登録は無料です)

利用についての希望をお聞きます

## 2 利用決定通知を受け取る

申請書の審査後、利用を決定し、「利用決定通知」を利用者へ送付します。

(申請日から1週間前後で郵送します)

決定通知が届いてからの利用となります



## 3 事前打合わせ(電話等)

「利用決定通知」を受け取ったら、利用者が直接、委託先に連絡します。利用日時の確認や、支援内容などの打合わせをします。

担当者に何でもおたずねください

## 4 支援員が自宅を訪問

利用当日に、支援員が自宅へ訪問し、家事、育児等のサポートをします。



変更やキャンセルの場合は、早めにご連絡ください

## 5 利用料金の支払い

利用月ごとに、利用料金をお支払いいただきます。

世帯の所得に応じて利用料が決まっています

# 利用料金は？



★ 1時間あたり ★

**310円**

世帯の所得に応じて減免があります

くわしくは、お問い合わせください

何でもお問い合わせください！



お問合せ先

飯塚市役所 子育て支援課

0948-22-5500

(内線：1125)

こども家庭相談係



ぜひ、ご利用ください！

